

# サステナビリティ・リンク・ローンのフレームワークに係る 第三者評価業務委託仕様書

## 1 委託業務名

サステナビリティ・リンク・ローンのフレームワークに係る第三者評価業務委託

## 2 概要と目的

三重県では、令和元年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロをめざす脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を行っており、その達成に向けては、県内企業等の主体的かつ継続的な脱炭素経営の取組を促進していくことが重要である。

本業務は、県が構築するサステナビリティ・リンク・ローンのフレームワークに対して第三者機関として評価を行うものである。

県が地域金融機関と連携して、脱炭素経営に取り組む県内中小企業等への融資金利を優遇する仕組みを創設することにより、県内中小企業等の脱炭素化を促進し、県域の温室効果ガス排出削減を図ることを目的とする。

## 3 履行期間

契約日から令和9年3月25日（木）まで

## 4 評価対象

### (1) 対象の名称

サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）活用促進制度

### (2) ローン種別

サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）

## 5 業務内容

(1) 委託者が「サステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）」及び環境省が示す「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（以下「SLLP等」という。）に準拠した水準のSLL活用促進制度の策定及び効果的な運用を実施するために有用な提案・助言を実施すること。

(2) 令和8年11月末までにSLLP等に準拠し、SLL活用促進制度の第三者評価を実施すること。

- (3) S L L活用促進制度の第三者評価の実施後においても、県から問い合わせがあった場合には、可能な限り対応すること。

## 6 留意事項

- (1) 先進事例として、京都府、長野県、大分県、大阪府が S L L活用促進制度を運用しており、サステナビリティ・リンク・ローンのフレームワークに対する第三者意見が公表されている。本県においても、同様の S L L活用促進制度の構築を想定している。
- (2) サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット (S P T) の設定については、温室効果ガス排出量の削減率の他、Scope 3 (カテゴリ 5 (事業から出る廃棄物)) の削減取組の設定等に関して助言すること。

## 7 成果品の提出

- (1) 本委託業務を完了したときは、成果品を提出し、委託者の検査を受けること。
- (2) 成果品の内容と提出部数
- |                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| ア 業務完了報告書            | 紙媒体 1 部及び電子媒体 (DVD-R 等) 1 部 |
| イ 第三者評価書             | 紙媒体 1 部及び電子媒体 (DVD-R 等) 1 部 |
| ウ 事業実施の説明に必要と考えられる資料 | 電子媒体 (DVD-R 等) 1 部          |

## 8 その他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等 (以下「暴力団等」という。) による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ウ 県に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が (1) のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係からの暴力団等排除条例第 7 条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (3) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場

合はこの限りではない。

- (4) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者が協議のうえ実施するものとする。